

**能登半島地震により破損した家財道具等のごみに
限り処理手数料を【無 料】で自己搬入できます。**

無 料 期 間 **9 月 30 日(月曜)まで**

- ◆ 能登半島地震で破損した家財道具等を、ご自身で清掃センターに持込む際、受付で「地震・災害ごみ」と申し出てください。
※ただし、6 月 1 日(土曜)以降、リ災証明書の提示が必要となります。
- ◆ 無料期間を過ぎたり、今回の地震に関係のない通常のごみは、ごみ処理手数料がかかります。(家庭系ごみ 10kg ごとに 60 円)
- ◆ 土曜日などは混雑が予想されますので、お急ぎでない場合や通常のごみについては、持込み時期をずらすなど、ご協力をお願いします。

持ち込める地震・災害ごみ(無料対象)

- 地震で破損した家財道具等で、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定5品目として、ご自身で運搬する場合に、処理手数料を無料とします。
- 液状化現象で発生した土砂(土のう袋等)や、倒壊した部分のブロック・れんが・陶器類のみの場合は、第4赤塚埋立処分地で受入。(なお、土砂については、別途区役所建設課での回収も行っています。)

※ **必ず分別して持ち込んでください。**

※ 燃やすごみは長さ50cm以内にしてください。

(生木は、長さ 50cm以内、太さ 10cm 以内。)

※ 製材・角材は長さ 2m 以内にしてください。

処理可能サイズ

※ お車への損傷をさけるため、ご自身で荷下ろししていただきます。

※ 赤塚埋立処分地の荷下ろし場は舗装されていませんので、汚れてもかまわない長靴などで来ていただきますようお願いいたします。

※ 地震により新潟市内で発生したごみに限ります。

持ち込めないごみ

- リサイクル家電およびパソコン
テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機、パソコン
- 危険物・処理困難物
車やバイクのバッテリーやタイヤ、消火器、灯油、農薬、劇薬など
- 産業廃棄物(事業活動で使用したもの、発生したもの。地震被害による解体・撤去工事などで発生したがれき類や廃材等を含む。)
なお、産業廃棄物ではない事業系一般廃棄物は無料対象外(有料)

受入施設

対象施設	お住まいの区	備考
新田清掃センター(西区) 亀田清掃センター(江南区) 白根環境事業所(南区) 新津クリーンセンター(秋葉区)	全区受入れ	
鎧漕クリーンセンター(西蒲区)	西蒲区、西区四ツ郷屋のみ	
豊栄環境センター(北区)	北区のみ	
第4赤塚埋立処分地(西区)	全区受入れ	土砂、ブロック、れんが、陶器類のみの場合。

※ 新田清掃センターと第4赤塚埋立処分地の受入時間

新田清掃センター

住 所： 西区笠木 3644 番地 1 TEL 025-263-1416

受入時間： 日曜・祝日は搬入できません。

8:30~12:00

13:00~16:00(土曜は 15:00 まで)

第4赤塚埋立処分地

住 所： 西区東山 123 番地 1 TEL 025-239-2777

受入時間： 日曜・祝日は搬入できません。

8:30~12:00

13:00~16:00(土曜は 15:00 まで)

※ 他の施設については下記の市ホームページをご確認ください。

受入日時と区ごとに自己搬入できる施設

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/gomishigen/zikohan/haishi20180329.html>

〔問い合わせ先〕

新潟市 循環社会推進課 025-226-1431

廃棄物対策課 025-226-1403